

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）（本則関係）	1
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則関係）	36
○沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）（附則関係）	38
○株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十七条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄）（附則関係）	39
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則関係）	40
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）	46
○郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	49

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 基本方針等（第四条）	第二章 基本方針等（第四条）
第三章 特定事業の実施等（第五条—第十五条）	第三章 特定事業の実施等（第五条—第十条の二）
第四章 公共施設等運営権（第十六条—第三十条）	第四章 公共施設等運営権（第十条の三—第十条の十七）
第五章 株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等	
第一節 総則（第三十一条—第三十六条）	
第二節 設立（第三十七条—第四十二条）	
第三節 管理	
第一款 取締役等（第四十三条・第四十四条）	
第二款 民間資金等活用事業支援委員会（第四十五条—第五十条）	
第三款 定款の変更（第五十一条）	
第四節 業務	
第一款 業務の範囲（第五十二条）	
第二款 支援基準（第五十三条）	

第五節 情報の提供等（第五十七条）						
第六節 財務及び会計（第五十八条—第六十一条）						
第七節 監督（第六十二条—第六十五条）						
第八節 解散等（第六十六条・第六十七条）						
第六章 選定事業に対する特別の措置（第六十八条—第八十条）						
第七章 民間資金等活用事業推進会議等（第八十一条—第八十四条）						
第八章 雜則（第八十五条）						
第九章 罰則（第八十六条—第九十二条）						
附則						
第一条 略						
第一章 総則						
(定義)						
第二条 略						
2・3 略						
第一条 略						
第一章 総則						
(定義)						
第二条 略						
2・3 略						
4 この法律において「選定事業者」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。						
5 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。						
第五章 選定事業に対する特別の措置（第十一条—第二十条）						
第六章 民間資金等活用事業推進会議等（第二十条の二—第二十一一条）						
第七章 雜則（第二十三条）						
附則						
第一条 略						
第一章 総則						
(定義)						
第二条 略						
2・3 略						
4 この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。						
5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。						

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

7 略

（基本理念）

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

2 略

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十条の三の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第十条の十六第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

7 略

（基本理念）

第二条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 略

第四条 略

第三章 特定事業の実施等

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのつとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2～4 略

第六条 略

第七条 略

(民間事業者の選定等)

第八条 略

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

第四条 略

第三章 特定事業の実施等

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのつとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2～4 略

第五条の二 略

第六条 略

(民間事業者の選定等)

第七条 略

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

(欠格事由)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

一・二 略

三 第二十九条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

四 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。）であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人

イヽニ 略

ホ 公共施設等運営権者が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 略

六・七 略

(欠格事由)

第七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

一・二 略

三 第十条の十六第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

四 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）が第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。）であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人

イヽニ 略

ホ 公共施設等運営権者が第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 略

六・七 略

(技術提案)

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立つて、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めるよう努めなければならない。

2・3 略

(客観的な評価)

第十一条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に發揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

第十二条 略

第十三条 略

(技術提案)

第七条の三 公共施設等の管理者等は、第七条第一項の規定による民間事業者の選定に先立つて、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めるよう努めなければならない。

2・3 略

(客観的な評価)

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第七条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

第九条 略

第九条の二 略

(選定事業の実施)

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従つて実施されるものとする。

2 略

第十五条 略

第四章 公共施設等運営権

第十六条 略

（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 略

四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額）

(選定事業の実施)

第十一条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第十一条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従つて実施されるものとする。

2 略

第十条の二 略

第四章 公共施設等運営権

第十条の三 略

（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）

第十条の四 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 略

四 第十条の七の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額）

五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 略

(実施方針に関する条例)

第十八条 略

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならぬ。

一 略

二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項

3・4 略

五 第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 略

(実施方針に関する条例)

第十条の五 略

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十条の六 公共施設等の管理者等は、第十条の四の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第七条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならぬ。

一 略

二 第十条の四第二号及び第三号に掲げる事項

3・4 略

第二十条 略

第十条の七 略

第二十七条 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに**第二十九条第一項**の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

2~6 略

第二十八条 略

(公共施設等運営権の取消し等)

第二十九条 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 略

ロ 第九条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

ハ 第二十二条第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかつたとき。

二~ト 略

2~4 略

第三十条 略

第十条の十四 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに**第十条の六第一項**の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

2~6 略

第十条の十五 略

(公共施設等運営権の取消し等)

第十条の十六 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 略

ロ 第七条の二各号のいずれかに該当することとなつたとき。

ハ 第十条の八第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかつたとき。

二~ト 略

2~4 略

第十条の十七 略

第一節 総則

(機構の目的)

第三十一条 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となつていていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であつて、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もつて我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

いう。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第三十三条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第三十四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定する募集株式（第九十一条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第六十四条及び第九十一条第一号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 | 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第三十五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条 機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならぬ。

2 機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第三十七条 機構の定款には、会社法第二十七条规定各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式（次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式發行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び

種類ごとの数)

四	会社法第百七条第一項第一号に掲げる事項
五	取締役会及び監査役を置く旨
六	第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨
2	機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。
一	会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨
二	会社法第二百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め
	(設立の認可等)
	第三十八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
	第三十九条 内閣総理大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一	設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
二	定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定選定事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第四十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読み替え)

第四十一条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第三十九条第二項の認可の後株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一

項」とあるのは「第三十四条第一項（民間資金法第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第四十二条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

第一款 取締役等

（取締役及び監査役の選任等の認可）

第四十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第四十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款 民間資金等活用事業支援委員会

（設置）

第四十五条 機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

（権限）

第四十六条 支援委員会は、次に掲げる決定を行う。

一 第五十四条第一項の規定による特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定

二 第五十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 支援委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（組織）

第四十七条 支援委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

支援委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 | 6 | 委員長は、支援委員会の会務を総理する。

8 | 7 | 支援委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(運営)

第四十八条 支援委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

2 | 支援委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の一以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。）が招集する。

3 | 支援委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 | 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 | 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 | 監査役は、支援委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 | 支援委員会の委員であつて支援委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会

に報告しなければならない。

8 | 支援委員会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 | 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第二項第二号において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 | 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他支援委員会の運営に関し必要な事項は、支援委員会が定める。

（議事録）

第四十九条 機構は、支援委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 | 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 | 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 | 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表

示したものとの閲覧又は謄写の請求

3 | 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 | 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 | 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 | 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第五十条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 | 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 | 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を

添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更

第五十一条 機構の定款の変更の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第五十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者（第五十四条第一項の規定により支援の対象となつた事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外

国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。次条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資

二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第八号において同じ。）の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣

七 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言

八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第五十六条において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

九 債権の管理及び譲渡その他の処分

十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十二 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2

機構は、前項第十二号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二款 支援基準

第五十三条 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援（前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三款 業務の実施

(支援決定)

第五十四条 機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。

2| 機構は、特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3| 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。

4| 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第五十五条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

- 一 対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。
- 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 | 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、
対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第五十六条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 | 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十一年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

第五節 情報の提供等

第五十七条 機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

2 | 内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣は、前項の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六節 財務及び会計

(予算の認可)

第五十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第五十九条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第六十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十四条第一項の

社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七節 監督

(監督)

第六十二条 機構は、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項（募集社債を引き受けの者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の実績に関する評価）

第六十五条 内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八節 解散等

（解散）

第六十六条 機構は、第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

（合併等の決議）

第六十七条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六章 選定事業に対する特別の措置

第五章 選定事業に対する特別の措置

第六十九条 略

（行政財産の貸付け）

第六十九条 略

2 略

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適當と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付ける

第十一条 略

（行政財産の貸付け）

第十一条の二 略

2 略

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適當と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付ける

ことができる。

4～10 略

11 前各項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

12 略

第七十条 略

2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。

3～8 略

9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、

けることができる。

4～10 略

11 前各項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

12 略

第十一条の二 略

2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。

3～8 略

9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第十一条の三第一項から第四項まで」と、

「第六項から第十項まで」とあるのは「第七十条第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

と、「第六項から第十項まで」とあるのは「第十一条の三第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

第七十七条	略	第七十六条	略	2 略	(支援等)	第七十五条	第六十九条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。
第十八条	略	第十七条	略	2 略	(支援等)	第十六条	第十一条の二から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

第七十八条 略

第七十九条 略

(担保不動産の活用等)

第八十条 略

2 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

第十八条の二 略

第十九条 略

(担保不動産の活用等)

第二十条 略

2 前項の規定の適用がある場合における会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

第七章 民間資金等活用事業推進会議等

(民間資金等活用事業推進会議)

第八十一条 略

第八十二条 略

2・3 略

4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 民間資金等活用事業推進会議等

(民間資金等活用事業推進会議)

第二十条の二 略

第二十条の二 略

2・3 略

4 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十三条 略

第二十一条 略

第八十四条 略

第二十二条 略

第八章 雜則

第八十五条 略

第二十三章 雜則

第七章 雜則

第九章 賞罰

第八十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免

除することができる。

第八十八条 第八十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第八十九条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約

権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第三十四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第五十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第五十二条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第五十四条第二項又は第五十六条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしなかつたとき。

六 第五十八条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第六十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第六十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十二条 第三十六条第二項の規定に違反して、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
（新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取つた土地の所有権の移転登記の免税）	（新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取つた土地の所有権の移転登記の免税）
<p>第八十二条 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この条において「設置管理法」という。）の施行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの間に、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下この条において「航空機騒音障害防止法」という。）第九条第二項の規定により設置管理法第九条第一項第四号ニの事業として航空機騒音障害防止法第九条第一項に規定する第二種区域に所在する土地の所有者からの申出に基づき当該土地の買入れを行つた場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買入れ後二年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。</p>	<p>第八十二条 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この条において「設置管理法」という。）の施行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの間に、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下この条において「航空機騒音障害防止法」という。）第九条第二項の規定により設置管理法第九条第一項第四号ニの事業として航空機騒音障害防止法第九条第一項に規定する第二種区域に所在する土地の所有者からの申出に基づき当該土地の買入れを行つた場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買入れ後二年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。</p>
一 平成二十六年三月三十一日	一 平成二十六年三月三十一日
<p>二 設置管理法第二十九条第二項に規定する空港運営権者が同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権について同法第</p>	<p>二 設置管理法第二十九条第二項に規定する空港運営権者が同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権について同法第</p>
二十七条第一項の規定により設定の登録をする日	十条の十四第一項の規定により設定の登録をする日

(産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例)

第八十四条の六 略

254 略

5 株式会社民間資金等活用事業推進機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)力中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第五十条第一項(登記)の委員」とする。

(産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例)

第八十四条の六 略

254 略

5 略

改 正 案	現 行
第五条の七 公庫は、選定事業者に対し、第十九条第一項第一号の規定により民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。 。	第五条の七 公庫は、選定事業者に対し、第十九条第一項第一号の規定により民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。
2 略	2 略

○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十七条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄）
 資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	附 則 抄 (業務の特例)	附 則 抄 (業務の特例)
第五条	第十六条 略 2～4 略	第十六条 略 2～4 略
第六条	5 日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項の選定事業者に対し、第二十条第一項第一号の規定により同法第七十二条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。 略	5 日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項の選定事業者に対し、第二十条第一項第一号の規定により同法第七十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。 略

(目的) 改 正 案	現 行
第百九十八条 略 2～6 略	第百九十八条 略 2～6 略
7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。 一～四 略	7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。 一～四 略
五 第二項各号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）及び水資源開発等事業（以下この節において「治水関係事業」という。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七号）第七十二条第一項の規定による無利子の貸付け 六～十四 略	五 第二項各号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）及び水資源開発等事業（以下この節において「治水関係事業」という。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七号）第十三条第一項の規定による無利子の貸付け 六～十四 略
十五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け 十六～十九 略	十五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け 十六～十九 略
(歳入及び歳出)	(歳入及び歳出)
第二百一条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	第二百一条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イヽヘ 略

ト 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金の償還金

チ 略

一歳出

イヽハ 略

二 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金

ホヽチ 略

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イヽヘ 略

ト 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金の償還金

チヽヌ 略

一歳入

イヽヘ 略

ト 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

チ 略

一歳出

イヽハ 略

二 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

ホヽチ 略

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イヽヘ 略

ト 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

チヽヌ 略

二 略

3 港湾勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イヽニ 略

ホ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十条第一項の規定による貸付金の償還金

ヘ 略

二 歳出

イヽハ 略

二 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金

ホヽト 略

4 略

(一般会計からの繰入対象経費)

二 略

3 港湾勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イヽニ 略

ホ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

ヘ 略

二 歳出

イヽハ 略

二 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

ホヽト 略

4 略

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百三条 略

2 略

3 港湾勘定における一般会計からの繰入対象経費は、港湾整備事業に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に要する事務費、港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十二条第一項の規定による貸付けに要する費用とする。

4・5 略

附 則 抄

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十条 略

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第二項及び第二百三条第二項の規定の適用については、第二百一条第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百二条第二項若

第二百三条 略

2 略

3 港湾勘定における一般会計からの繰入対象経費は、港湾整備事業に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に要する事務費、港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付けに要する費用とする。

4・5 略

附 則 抄

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十条 略

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第二項及び第二百三条第二項の規定の適用については、第二百一条第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第二項若

しくは附則第五十条第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「道路整備二項」の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一項とあるのは「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四

しくは附則第五十条第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「道路整備二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進による公共施設等の整備等の促進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進による公共施設等の整備等の促進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条规定第一項、道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法であるのは「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、

項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業(道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二项若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二项、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。)」とする。

3
14
略

土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業(道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二项若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二项、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。)」とする。

3
14
略

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（民間資金法の特例等）	（民間資金法の特例等）
第二十九条 会社が、民間資金法第七条の規定により、第九条第一項の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等）（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。第三十二条第二項において同じ。）を行い、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十三条第一項に規定する着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならない。	第二十九条 会社が、民間資金法第六条の規定により、第九条第一項の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等）（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。第三十二条第二項において同じ。）を行い、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十三条第一項に規定する着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならない。	
2 略	2 略	2 略
第三十条 会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。	第三十条 会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。	第三十条 会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。
一 略	一 略	一 略
二 民間資金法第七条の規定により特定空港運営事業を選定しようとするとき。	二 民間資金法第六条の規定により特定空港運営事業を選定しようとするとき。	二 民間資金法第六条の規定により特定空港運営事業を選定しようとするとき。
三 民間資金法第八条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。	三 民間資金法第七条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。	三 民間資金法第七条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。

四 民間資金法第十九条第一項の規定により特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

五 特定空港運営事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするとき。

六 特定空港運営事業に係る民間資金法第二十八条の規定による指示をしようとするとき。

七 民間資金法第二十九条第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じようとするとき。

2・3 略

4 会社は、民間資金法第二十条の規定により同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、その金額（第四十一条第一項第八号において「費用相当金額」という。）について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 空港運営権者及び会社が特定空港運営事業に関し締結する民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 略

7 空港運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により空港法第十三条第一項に規定する着陸料等、同法第十六条第一項に規定する旅客取扱施設利用料及び航空法第五十四条第一項の使用料金を收受する場合における民間資金法第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは「利用

四 民間資金法第十条の六第一項の規定により特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

五 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしようとするとき。

六 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十五の規定による指示をしようとするとき。

七 民間資金法第十条の十六第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じようとするとき。

2・3 略

4 会社は、民間資金法第十条の七の規定により同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、その金額（第四十一条第一項第八号において「費用相当金額」という。）について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 空港運営権者及び会社が特定空港運営事業に関し締結する民間資金法第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 略

7 空港運営権者が民間資金法第十条の十第一項の規定により空港法第十三条第一項に規定する着陸料等、同法第十六条第一項に規定する旅客取扱施設利用料及び航空法第五十四条第一項の使用料金を收受する場合における民間資金法第十条の十第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは「利用

料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

8 会社は、民間資金法第二十八条の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、又は実地について調査した場合には、遅滞なく、その結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

9 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 民間資金法第二十八条の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。

料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

8 会社は、民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、又は実地について調査した場合には、遅滞なく、その結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

9 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。

二 民間資金法第二十九条第一項の規定により、特定空港運営事業

に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

8 会社は、民間資金法第十条の十六第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

○ 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第

号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。